

令和七年三月十日（月曜日）午前十時五十七分 開議

議事日程第六号

令和七年三月十日（月曜日）午前十時開議

- 第一 議案の訂正について
- 第二 予算特別委員会の報告について
- 第三 議第三十四号 令和七年度山形県一般会計予算
- 第四 議第三十五号 令和七年度山形県公債管理特別会計予算
- 第五 議第三十六号 令和七年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第六 議第三十七号 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第七 議第三十八号 令和七年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第八 議第三十九号 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第九 議第四十号 令和七年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第十 議第四十一号 令和七年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第十一 議第四十二号 令和七年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第十二 議第四十三号 令和七年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第十三 議第四十四号 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第十四 議第四十五号 令和七年度山形県流域下水道事業会計予算
- 第十五 議第四十六号 令和七年度山形県電気事業会計予算
- 第十六 議第四十七号 令和七年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第十七 議第四十八号 令和七年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第十八 議第四十九号 令和七年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第十九 議第五十号 令和七年度山形県病院事業会計予算
- 第二十 議第五十一号 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第二十一 議第五十二号 県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十二 議第五十三号 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十三 議第五十四号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第二十四 議第五十五号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十五 議第五十六号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十六 議第五十七号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十七 議第五十八号 山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例の設定について
- 第二十八 議第五十九号 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十九 議第六十号 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十 議第六十一号 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十一 議第六十二号 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十二 議第六十三号 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 第三十三 議第六十四号 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十四 議第六十五号 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十五 議第六十六号 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十六 議第六十七号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第三十七 議第六十八号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十八 議第六十九号 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第三十九 議第七十号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十 議第七十一号 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十一 議第七十二号 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 第四十二 議第七十三号 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
第四十三 議第七十四号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
第四十四 議第七十五号 一般国道百十二号山形中山道路工事用地の処分について
第四十五 議第七十六号 包括外部監査契約の締結について
第四十六 議第七十七号 山形海区漁業調整委員会委員の任命について
第四十七 請願

本日の会議に付した事件

議事日程第六号に同じ。

出席議員（四十二名）

- | | | | | | |
|-----|---|----|---|-----|----|
| 一 | 番 | 石 | 川 | 渉 | 議員 |
| 二 | 番 | 佐 | 藤 | 寿 | 議員 |
| 三 | 番 | 齋 | 藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 四 | 番 | 橋 | 本 | 彩子 | 議員 |
| 五 | 番 | 松 | 井 | 愛 | 議員 |
| 六 | 番 | 石 | 川 | 正志 | 議員 |
| 七 | 番 | 阿 | 部 | 恭平 | 議員 |
| 八 | 番 | 鈴 | 木 | 学 | 議員 |
| 九 | 番 | 伊 | 藤 | 香織 | 議員 |
| 十 | 番 | 石 | 塚 | 慶 | 議員 |
| 十一 | 番 | 関 | | 徹 | 議員 |
| 十二 | 番 | 江 | 口 | 暢子 | 議員 |
| 十三 | 番 | 阿 | 部 | ひとみ | 議員 |
| 十四 | 番 | 梅 | 津 | 庸成 | 議員 |
| 十五 | 番 | 高 | 橋 | 弓嗣 | 議員 |
| 十六 | 番 | 佐 | 藤 | 文一 | 議員 |
| 十七 | 番 | 相 | 田 | 日出夫 | 議員 |
| 十八 | 番 | 佐 | 藤 | 正胤 | 議員 |
| 十九 | 番 | 遠 | 藤 | 寛明 | 議員 |
| 二十 | 番 | 相 | 田 | 光昭 | 議員 |
| 二十一 | 番 | 遠 | 藤 | 和典 | 議員 |
| 二十二 | 番 | 菊 | 池 | 文昭 | 議員 |
| 二十三 | 番 | 今 | 野 | 美奈子 | 議員 |
| 二十四 | 番 | 高 | 橋 | 淳 | 議員 |
| 二十五 | 番 | 青 | 木 | 彰榮 | 議員 |
| 二十六 | 番 | 梶 | 原 | 宗明 | 議員 |
| 二十七 | 番 | 五十 | 嵐 | 智洋 | 議員 |
| 二十八 | 番 | 能 | 登 | 淳一 | 議員 |
| 二十九 | 番 | 柴 | 田 | 正人 | 議員 |
| 三十 | 番 | 洪 | 間 | 佳寿美 | 議員 |
| 三十一 | 番 | 矢 | 吹 | 栄修 | 議員 |
| 三十二 | 番 | 小 | 松 | 伸也 | 議員 |
| 三十三 | 番 | 吉 | 村 | 和武 | 議員 |
| 三十四 | 番 | 高 | 橋 | 啓介 | 議員 |
| 三十五 | 番 | 木 | 村 | 忠三 | 議員 |
| 三十六 | 番 | 加 | 賀 | 正和 | 議員 |
| 三十七 | 番 | 森 | 谷 | 仙一郎 | 議員 |
| 三十八 | 番 | 煤 | 津 | 博士 | 議員 |
| 四十 | 番 | 伊 | 藤 | 重成 | 議員 |

四十一番 船 山 現 人 議員
四十二番 田 澤 伸 一 議員
四十三番 森 田 廣 議員
欠 席 議 員（一名）
三十九番 奥 山 誠 治 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	平 山 雅 之 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里香子 君
県土整備部技術統括監（兼）次長	工 藤 哲 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 五十七分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議案の訂正について

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議案の訂正についてを議題に供します。

知事より、三月七日付をもって議第五十五号山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に配付のとおり訂正したい旨の申出がありました。

〔参 考〕

財 第 206 号
令和7年3月7日

山形県議会議長
森 田 廣 殿

山形県知事
吉 村 美栄子

令和7年2月県議会定例会議案の訂正について

令和7年2月18日付け財第193号で送付いたしました議案のうち、下記議案を別紙のとおり訂正いたしたいので、
よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 案件名
議第 55 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 訂正理由
改正内容の誤りのため

〔別 紙〕

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第228号の2から第228号の2の6までを次のように改める。

(228)の2から(228)の2の6まで 削除

第2条第1項第228号の2の7中「8,800円」を「10,300円」に改め、同項第387号中「一級建築士事務所に係るものにあつては17,000円、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に係るものにあつては12,000円」を「24,000円」に改め、同項中第407号を削り、第408号を第407号とし、第409号を第408号とし、同号の次に次の2号を加える。

(409) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 宅地造成等工事許可申請手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
イ 宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。）又は特定盛土等（同条第3号に規定する特定盛土等をいう。以下同じ。）に係るもの	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	16,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	27,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	39,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	57,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	72,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	96,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	150,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	230,000円

	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	370,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	530,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	690,000円
ロ 土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）に係るもの	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内の場合	11,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	13,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	16,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	19,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	28,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	31,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	38,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	52,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	72,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	100,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	130,000円

(409)の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

宅地造成等工事計画変更許可申請手数料

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 宅地造成又は特定盛土等に係るもの	次に掲げる額の合計額（その額が690,000円を超えるときは、690,000円） (イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(ロ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(ロ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額の10分の1に相当する金額 (ロ) 盛土又は切土をする土地の追加に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額 (ハ) 上記以外の変更については、14,000円
ロ 土石の堆積に係るもの	次に掲げる額の合計額（その額が130,000円を超えるときは、130,000円） (イ) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(ロ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（(ロ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額の10分の1に相当する金額 (ロ) 土石の堆積を行う土地の追加に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに追加される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額 (ハ) 上記以外の変更については、14,000円

8,600円	10,000円
22,000円	24,000円
43,000円	59,000円
86,000円	110,000円

第2条第1項第410号の表中

130,000円
170,000円
220,000円
300,000円
13,000円
30,000円
65,000円
120,000円
200,000円
270,000円
340,000円
480,000円
86,000円
130,000円
190,000円
260,000円
390,000円
510,000円
660,000円
870,000円

を

170,000円
230,000円
290,000円
460,000円
15,000円
34,000円
88,000円
160,000円
270,000円
360,000円
460,000円
730,000円
100,000円
140,000円
260,000円
350,000円
530,000円
700,000円
900,000円
1,300,000円

に改め、同項第411号中

「870,000円」を「1,300,000円」に改め、同号の表中「10,000円」を「14,000円」に改め、同項第456号中「2,300円」を「2,400円」に改め、同項第458号中「2,300円」を「2,500円」に改め、同項第459号及び第460号を次のように改める。

(459) 及び(460) 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項第228号の2から第228号の2の7まで、第387号、第456号及び第458号から第460号までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定に基づく道路の使用の許可の申請に係る道路使用許可申請手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知が行われた場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項の規定に基づく保管場所標章の交付に係る保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請をする者等から手数料を徴収するとともに、介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の額の適正化を図る等のため提案するものである。

（注 訂正は、アンダーラインの部分である。）

○議長（森田 廣議員） この場合、お諮りいたします。本件については、改正内容の誤りによる訂正でありますので、所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定いたしました。

日程第二予算特別委員会の報告について

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二予算特別委員会の報告を行います。

予算特別委員会における審査の経過について、予算特別委員長柴田正人議員。

○予算特別委員長（柴田正人議員） 予算特別委員会における審査の経過について御報告申し上げます。

本委員会は、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行うため、三月五日から七日までの三日間にわたり開催されました。

審査に当たりましては、吉村知事をはじめ執行部の出席を求め、計八名の委員により県政の幅広い分野にわたり質疑・質問や新たな施策展開に向けた提言などを行ったのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「スタートアップステーション・ジョージ山形のこれまでの利用状況及び実績について。また、他自治体のスタートアップ拠点との連携を図ることにより本県の事業創出に向けた取組を活性化していくべきと考えるがどうか」「令和七年度に策定予定の『Yamagata 幸せデジタル化構想二・〇』における重点的な視点について。また、市町村間でDXの進捗度に差がある状況を踏まえた今後の支援の方向性について」「水稻における高温に強い品種開発の取組状況について。また、県の奨励する品種として採用された『山形百四十二号』の振興方針について」「医師不足が課題となっている北村山公立病院への医師配置及び医師確保に対する知事の所見について。また、北村山地域における持続可能な医療提供体制を構築する上で北村山公立病院組合への県の参画の必要性について検討すべきと考えるがどうか」「第三次おもてなし山形県観光計画案を踏まえたインバウンド誘客の強化に向けた今後の戦略について。また、インバウンド観光客が入国する空港の特性に応じた誘客の考え方について」「やまがたフルーツ百五十周年事業における本県果樹の情報発信に係る取組の展開及び市町村等との連携について」「通行量の多い県内市街地の県管理道路におけるロードヒーティング等を活用した歩道の消雪対策の考え方について」「令和五年度における本県の男性教職員の育休取得率が全国二位と大幅に増加したことに対する教育長の所感及び今後の取組について」「本県の伝統的な食文化である食用コイの養殖振興及び消費拡大に向けた県の取組について」「包摂性・寛容性の高い地域づくりを進めていく立場からの選択的夫婦別姓制度に対する知事の所見について」「現在策定中の第七次山形県教育振興計画における不登校児童生徒への対策の位置づけ及び施策展開について」「介護報酬の増額改定分を上回る物価高騰により厳しい経営状況に置かれている介護事業者への支援の取組について。また、事業の安定的な運営のため介護保険制度における国庫負担割合の引上げを国に求めていくべきと考えるがどうか」「救急搬送患者の受入れ決定に要する時間の短縮に向けた救急医療情報共有システム実証事業の取組状況について。また、救命率の向上のためには救急業務におけるDXをさらに推進していくべきと考えるがどうか」「県警察における検視官の臨場を要する事案での死体の取扱い状況について。また、犯罪死の見逃し防止に向けた検視体制の強化に係る取組状況について」「本県への観光誘客や移住定住人口の拡大を見据えたアンテナショップの機能強化に係る知事の所見について」「再生可能エネルギーを活用した発電事業に対する課税制度導入に係る知事の考え方について」「万引き防止のための笑顔認証・寄附システムを活用した他県の実証実験等も参考に本県においても産学官連携による万引き対策を検討していくべきと考えるがどうか」「自助・共助による除排雪に対する県民のさらなる理解促進に向けた周知・啓発の取組状況について。また、公共サービスの在り方及び今後の県づくりに対する知事の所見について」「国から地方への事務権限や財源の移譲等による地方分権の推進、また、市町村行政の主体性に配慮した県との連携構築に係る知事の考え方について」「県組織における会計年度任用職員から正職員への転換に係る知事の考え方について」「地方公務員災害補償基金山形県支部に申請のあった公務災害の現状及び支部業務に従事する職員の専任化を含めた支部機能の充実強化について」「児童生徒の職業観の醸成を図るとともに高等学校進学後の中途退学の未然防止につながる小・中学校におけるキャリア・パスポートの活用状況及びキャリア教育の充実について。また、中途退学者の進路選択に係る支援体制について」「学校が抱える課題が高度化・多様化している現状を踏まえ

た新規採用教員に対する指導及び研修の取組状況について」「教育委員会については委員間での議論のさらなる活性化及び委員活動の見える化が重要と考えるがどうか」などであります。

以上、本委員会における審査の経過についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 予算特別委員長の報告は終わりました。

日程第三議第三十四号議案から日程第四十六議第七十七号議案まで

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第三議第三十四号令和七年度山形県一般会計予算から、日程第四十六議第七十七号山形海区漁業調整委員会委員の任命についてまでの四十四案件を一括議題に供します。

議第七十七号議案の採決

○議長（森田 廣議員） この場合、お諮りいたします。ただいま議題となっております案件中、議第七十七号山形海区漁業調整委員会委員の任命については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議第七十七号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、議第七十七号はこれに同意することに決定いたしました。

議第三十四号議案から議第七十六号議案まで
（各常任委員会付託）

○議長（森田 廣議員） この場合、議第三十四号から議第七十六号までの四十三案件は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔参 照〕

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和7年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	議第 34 号 令和7年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部及び第3項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部、第6項の一部、第7項の一部及び第8項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く、第14款予備費 2 第2条第2表 債務負担行為中 新文書管理システム構築及び運用管理・保守業務委託契約から防災行政通信ネットワークシステム改修業務委託契約まで及び山形県財務会計システム改修業務委託契約 3 第3条第3表 地方債 4 第4条 一時借入金 5 第5条 歳出予算の流用 議第 35 号 令和7年度山形県公債管理特別会計予算 議第 36 号 令和7年度山形県市町村振興資金特別会計予算 議第 51 号 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について 議第 52 号 県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 53 号 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について 議第 54 号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について 議第 56 号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 57 号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 58 号 山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例の設定について 議第 59 号 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議第 76 号 包括外部監査契約の締結について
文教公安	議第 34 号 令和7年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く 2 第2条第2表 債務負担行為中 旧山形県立酒田工業高等学校解体工事請負契約から無停電電源装置分解整備工事請負契約まで 議第 55 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第456号、第458号から第460号まで、附則第1項中施行期日の該当部分、第2項及び第3項 議第 70 号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 71 号 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について 議第 72 号 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について 議第 73 号 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について 議第 74 号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について

厚生環境	議第 34 号 令和 7 年度山形県一般会計予算中 1 第 1 条第 1 表 歳入歳出予算中 歳出 第 2 款総務費第 2 項の一部、第 3 款民生費ただし第 4 項を除く、第 4 款衛生費ただし第 1 項の一部及び第 2 項の一部を除く、第 6 款農林水産業費第 4 項の一部、第 10 款教育費第 1 項の一部及び第 6 項の一部、第 11 款災害復旧費第 4 項、第 13 款諸支出金第 2 項 2 第 2 条第 2 表 債務負担行為中 山形県視覚障がい者情報センター管理運営業務から山形県立ふれあいの家管理運営業務まで 議第 37 号 令和 7 年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 議第 38 号 令和 7 年度山形県国民健康保険特別会計予算 議第 50 号 令和 7 年度山形県病院事業会計予算 議第 55 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第 2 条第 1 項第 228 号の 2 から第 228 号の 2 の 7 まで及び附則第 1 項中施行期日の該当部分 議第 60 号 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 61 号 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について 議第 62 号 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について 議第 63 号 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について 議第 64 号 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について 議第 65 号 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 66 号 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について 議第 67 号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
農林水産	議第 34 号 令和 7 年度山形県一般会計予算中 1 第 1 条第 1 表 歳入歳出予算中 歳出 第 6 款農林水産業費ただし第 1 項の一部及び第 4 項の一部を除く、第 10 款教育費第 6 項の一部、第 11 款災害復旧費第 1 項及び第 2 項の一部 2 第 2 条第 2 表 債務負担行為中 農業近代化資金利子補給から山形県遊学の森管理運営業務まで 議第 41 号 令和 7 年度山形県農業改良資金特別会計予算 議第 42 号 令和 7 年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 議第 43 号 令和 7 年度山形県林業改善資金特別会計予算
商工労働 観 光	議第 34 号 令和 7 年度山形県一般会計予算中 1 第 1 条第 1 表 歳入歳出予算中 歳出 第 2 款総務費第 2 項の一部、第 5 款労働費、第 6 款農林水産業費第 1 項の一部、第 7 款商工費ただし第 2 項の一部及び第 3 項の一部を除く、第 10 款教育費第 1 項の一部、第 7 項の一部及び第 8 項の一部 2 第 2 条第 2 表 債務負担行為中 山形県産業創造支援センター管理運営業務から山形県体育館及び山形県武道館管理運営業務まで 議第 39 号 令和 7 年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 議第 40 号 令和 7 年度山形県土地取得事業特別会計予算

建 設	議第 34 号 令和 7 年度山形県一般会計予算中
	1 第 1 条第 1 表 歳入歳出予算中 歳出 第 2 款総務費第 2 項の一部、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費ただし第 1 項、第 2 項の一部及び第 4 項を除く
	2 第 2 条第 2 表 債務負担行為中 山形県土地開発公社の融資に対する債務保証から山形空港定電流調整器更新工事請負契約まで
	議第 44 号 令和 7 年度山形県港湾整備事業特別会計予算
	議第 45 号 令和 7 年度山形県流域下水道事業会計予算
	議第 46 号 令和 7 年度山形県電気事業会計予算
	議第 47 号 令和 7 年度山形県工業用水道事業会計予算
	議第 48 号 令和 7 年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
	議第 49 号 令和 7 年度山形県水道用水供給事業会計予算
	議第 55 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第 2 条第 1 項第 387 号、第 407 号から第 411 号まで及び附則第 1 項中施行期日の該当部分
	議第 68 号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議第 69 号 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議第 75 号 一般国道 112 号山形中山道路工事用地の処分について

日 程 第 四 十 七 請 願

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第四十七請願を議題に供します。

本件についても、願意の内容審査のため所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明十一日から十六日までの六日間は委員会審査及び休日のため休会とし、十七日定刻本会議を開き、各常任委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 十一時 八分 散 会